

## 依存症対策に係る方針案策定支援業務概要

### 1 事業の趣旨

横浜市域での依存症対策の推進を目的に、国の依存症対策総合支援事業要綱に基づく、本市の具体的な支援内容を盛り込んだ取組方針となる、横浜市依存症対策地域支援計画（仮称、以下、計画という）を策定に向けた素案作成に、必要な支援業務を行う。

策定にあたっては、アルコール健康障害対策基本法・計画及びギャンブル等依存症対策基本法・計画、神奈川県アルコール健康障害対策推進計画 及び 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（基本法により都道府県の努力義務。今後策定予定）の内容を勘案し、策定を進める。

### 2 履行期限

令和2年4月1日以降で、契約締結日から令和3年3月31日まで

### 3 履行場所

健康福祉局障害企画課の指定する場所（横浜市内）

### 4 業務内容

#### (1) 現状の課題整理等支援業

本市で、令和元年度に実施した、地域支援者等や回復施設へのヒアリング結果、全国の社会資源調査の結果、ギャンブル等依存症の実態調査、アルコール健康障害対策基本法・計画及びギャンブル等依存症対策基本法・計画、神奈川県アルコール健康障害対策推進計画、国の関連資料等必要な情報収集・整理を行ったうえで、「本市の依存症対策を取り巻く状況、現状、課題」の検討・分析を行う。

#### (2) 骨子案作成支援業務

#### (3) 素案の作成業務

委託者が「素案冊子」及び「素案 概要版（市民意見募集資料を兼ねる）」を作成するにあたり、記載内容のとりまとめ、レイアウト構成等を行う。また、「素案に関する市民意見募集」を行うにあたり必要な部数の「素案冊子」「素案 概要版」を印刷して納品する。

#### (4) 横浜市から依存症対策推進会議（仮称、以下、推進会議という）へ提出する資料作成支援及び出席、議事録作成

##### ア 開催回数

3回

（各回、全体会のほか、アルコール、薬物、ギャンブル等の3分科会を3部屋に分かれて開催する）

##### イ 会議時間

全3時間（超過の可能性あり）

##### ウ 委員人数

約20名

エ 開催場所  
横浜市中区市庁舎及びその周辺

オ 会議の内容  
計画案等について、検討・審議を行う。

(5) 横浜市から依存症対策連携会議（仮称、以下、連携会議という）へ提出する資料作成支援及び出席、議事録作成

ア 開催回数  
アルコール、薬物、ギャンブル等の3分科会を3回（計9回）

イ 会議時間  
2時間程度

ウ 参加人数  
各分科会 約20～30名

エ 開催場所  
横浜市中区市庁舎及びその周辺

オ 会議の内容  
民間団体や関係機関による、地域の支援課題や情報についての意見交換を行う。

(6) その他関係資料の作成

本仕様書に定める委託内容について、付帯的に発生する関係資料等の作成を行う。

## 5 業務スケジュール（予定）

R 2 年 5 月 連携会議（3分科会）  
7 月 推進会議  
8 月 骨子作成  
9 月 連携会議（3分科会）  
10 月 推進会議  
11 月 素案たたき台作成  
12 月 連携会議（3分科会）  
R 3 年 1 月 推進会議  
素案作成

## 6 成果物の提出

(1) 成果物の提出については、次のとおりとする。

ア 素案（冊子） 500冊

A 4 2色刷り、120ページ程度を想定、ワード等で作成  
※表紙のみデザイナーによるデザイン

イ 素案（概要版） 3000部

A 3 両面2枚 ハガキ付き

ウ 推進会議及び連携会議の議事録

エ その他作成した資料

- (2) 上記成果物は、電子データをあわせて提出することとする（記録形式等は別途調整）。また、ホームページでの公表を前提にした体裁及びデータ容量等に配慮することとする。
- (3) 成果物（写真・イラスト等を含む）作成した資料及びその著作権は横浜市に帰属するものとし、原則公開とする。横浜市は2次使用を含めて、これらを自由に利用できるものとし、これによりいかなる損害についても横浜市は責任を負わないこととする。
- (4) 成果物の提出先は、横浜市健康福祉局障害企画課とする。

## 7 秘密の公開の禁止

受託者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料又は知識を第三者に漏洩することは禁止する。

## 8 その他

- (1) 本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。  
なお、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、本市の承認を得ること。
- (2) 業務にあたっては、本市職員と連絡を密にとることとし、適宜打ち合わせや進捗状況の報告等を行うこと。
- (3) この仕様書に特に定めのない事項及び不明な点は、別途、受託者と協議して決定する。